

広島県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十三年二月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市十日市中一丁目一八六八番一地从先から 三次市十日市東一丁目一六一二番二地先まで	九・二〇〇 三三・〇〇	一一・〇〇〇 二五・五〇	八二四・〇〇	一、一三六・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 三、四六・〇〇 メートル 一般国道一八 四号と重複